

## おひさまケアプラン 指定居宅介護支援事業所運営規程

### (事業の目的)

第1条 おひさまケアプランが行う指定居宅介護支援事業（以下『事業』という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員等が要介護状態にある高齢者に対し、適切な居宅介護支援事業を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 事業所の居宅介護支援専門員等は利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供できるよう援助を行うものとする。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1) 名称 おひさまケアプラン
- 2) 所在地 神奈川県平塚市幸町 26-4

### (職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 1) 管理者 1名（常勤兼務）  
管理者は、事業所従事者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- 2) 介護支援専門員 1名以上（常勤兼務1名）  
介護支援専門員は、居宅介護支援事業を行い、要介護者の能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう援助し居宅サービス計画の作成を行う。また上記員数は利用者の数が44またはその端数を増すごとに1とする。

### (営業日及び営業時間)

第5条 営業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1) 営業日 月曜日から金曜日まで（うち祝日は休業）とする。
- 2) 休業日 12月29日から1月3日 夏季休暇
- 3) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。  
（営業時間外については応相談とする）

### (指定居宅介護支援の提供方法及び内容・利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとする。

- 1) 利用者の相談を受ける場所 第3条に規定する事業所相談室及び利用者宅
- 2) 使用する課題分析表 当社独自方式
- 3) サービス担当者会議の開催場所 第3条に規定する事業所相談室及び利用者宅  
又は状況に応じサービス事業所
- 4) 介護支援専門員の居宅訪問については、月1回以上とし、月1回以上実施状況の把握の結果を記録する。

- 5) 介護支援専門員は居宅サービス計画原案の内容について利用者又は家族に説明し、同意を得た後、当該居宅サービス計画を利用者及びサービス提供事業者に交付する。
- 6) 介護支援専門員は、利用者が要介護認定更新、要介護状態区分の変更の認定等を受けた場合においては、サービス担当者会議の開催等により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から専門的な見地からの意見を求めるものとする。
- 7) その他の具体的取り扱いに関しては、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第13条に定めるところによる。
- 8) 指定居宅介護支援を提供した場合の利用の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、介護報酬の告示上の額とする。（別紙料金表記載）
- 9) 介護支援専門員が通常のサービス提供地域をこえる地域に訪問・出張する必要がある場合にはその交通費（実費）を請求するものとする。

（衛生管理）

- 第7条 事業所は、感染症の発生又はまん延を防ぐために日頃から手洗いうがい、感染対策の適切な知識を普及・啓発するとともに、事業所内の衛生管理の徹底に努める。また、発生時の対応としては発生状況の把握、感染拡大の防止、関係機関との連携、保健所、市町村への連絡を速やかに行う。
- 2 事業所は従業者に対し定期的に健康診断等を実施する。

（虐待防止のための措置）

- 第8条 利用者の人格を尊重する視点に立ってサービスに努め、また虐待の防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合は、ただちに防止策を講じ市区町村へ報告する。
- (1) 虐待防止委員会の開催
  - (2) 高齢者虐待防止のための指針の整備
  - (3) 虐待防止研修の実施
  - (4) 専任担当者の配置

|             |            |
|-------------|------------|
| 虐待防止に関する担当者 | 管理者 越地 久美子 |
|-------------|------------|

（緊急時・事故発生時の対応）

- 第9条 サービスの提供を行っている時に利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡等を行う。
- 2 サービス提供により事故が発生した場合は、市区町村、当該利用者の家族、当該利用者に係わる居宅サービス事業者等に連絡を行うとともに、事故の状況及び事故に際してとった処置を記録し、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合には、この限りではない。

（苦情解決体制の整備）

- 第10条 当社でのサービスに関する相談や苦情は、第3条に規定する事業所にて受付対応とする。
- 2 事業所は指定居宅介護支援等の提供に係わる利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。
  - 3 事業所は苦情を受けた場合には、その内容を記録し、5年間保存する。  
また、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に努める。

(通常の事業実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域は、平塚市、大磯町、伊勢原市、秦野市とする。

(その他運営に関する重要事項)

第12条 指定居宅支援事業所は介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を定期的に設けるものとし、また、業務の体制を整備する。

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は有限会社おひさまケアサービスと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(業務継続に向けた取り組み)

第13条 感染症や自然災害の発生時での事業継続や早期の再開に向け事業継続計画を作成し、従業者へ周知し、計画を実現するため研修や訓練（シュミレーション）を実施する。

附 則 この規程は、令和3年 7月 1日から施行する。

附 則 この規程は、令和6年 4月 1日から施行する。